

秋田県告示第145号

秋田県ふるさと村場条例（平成5年秋田県条例第45号）第22条第1項の規定により、次のとおり秋田県ふるさと村の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金

区 分		利用料金の額(1人につき)	
スノーホワイト城及びかまくらシアター	小学校児童及び中学生生徒	300円	
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	410円	
	一般	520円	
	団体	小学校児童及び中学生生徒	270円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	370円
		一般	470円
	福祉	小学校児童及び中学生生徒	150円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	210円
		一般	260円
	企画	小学校児童及び中学生生徒	150円以上270円以下
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	210円以上370円以下
		一般	260円以上470円以下

備考

- 「小学校児童及び中学生生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 「団体料金」は、20人以上の団体に適用する。
- 「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の介護者（1人限る。）が入館する場合に適用する。
- 「企画」の区分は、企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 許可施設の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額		
ドーム劇場	対価を得る場合	1時間につき	平日	16,200円
		土曜日・日曜日・休日	21,600円	
	対価を得ない場合	1時間につき	平日	9,720円
			土曜日・日曜日・休日	12,960円

工芸展示館、 工芸工房及び 体験工房	対価を得る場合	月単位 で使 用 す る 場 合	使用面積 1平方メ ートル当 たり1月 につき	基本料金	324円
				加算料金	当該月の売上高に0.108を乗じて得た額
	対価を得ない場合	時間単 位で使 用 す る 場 合	使用面積 1平方メ ートル当 たり1月 につき		16円
		月単位 で使 用 す る 場 合	使用面積 1平方メ ートル当 たり1月 につき		162円
		時間単 位で使 用 す る 場 合	使用面積 1平方メ ートル当 たり1月 につき		11円
ふるさと市場		使用面積1平方メ ートル当たり1月につ き		基本料金	1,620円
				加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.216 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.108 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.054
ふるさと料理館		使用面積1平方メ ートル当たり1月につ き		基本料金	1,296円
				加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.216 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.108 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.054

備考

- この表において「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

- 3 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の額の総額をいう。
- 4 利用者が対価を得ない場合で営業の宣伝その他これに類する目的をもってドーム劇場、工芸展示館、工芸工房又は体験工房を利用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 5 利用面積が1平方メートル未満であるとき又はその利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 6 月の中途から利用を開始する場合又は月の途中で利用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 7 利用の時間が1時間未満であるとき又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
土地	対価を得る場合	月単位で 使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき	基本料金	648円
				加算料金	当該月の売上高に0.162を乗じて得た額
	対価を得ない場合	時間単位 で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき	22円	
				月単位で 使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき
時間単位 で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき	11円			
		建物	対価を得る場合	月単位で 使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき
加算料金	当該月の売上高に0.162を乗じて得た額				
対価を得ない場合	時間単位 で使用する 場合		使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき	43円	
				月単位で 使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき
時間単位 で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき	22円			

備考

- 1 この表において「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 2 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の額の総額をいう。

- 3 利用者が対価を得ない場合で営業の宣伝その他これに類する目的をもって土地又は建物を利用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 4 利用面積が一平方メートル未満であるとき又はその利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。
- 5 月の中途から利用を開始する場合又は月の途中で利用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 6 利用の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

5 付属設備の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
ドーム劇場	舞台設備	音響反射板	一式1回につき 3,240円
		所作台	一式1回につき 5,400円
		ひな台	一式1回につき 1,620円
		仮設舞台	一式1回につき 2,160円
		松羽目（ドロップ）	1枚1回につき 540円
		演台	1台1回につき 324円
		司会者台	1台1回につき 216円
		指揮者台	1台1回につき 108円
		譜面台（指揮者用）	1台1回につき 108円
		譜面台（演奏者用）	1台1回につき 54円
		譜面灯	1灯1回につき 22円
		コントラバス椅子	1脚1回につき 54円
		金屏風	1双1回につき 1,620円
		長毛布	1枚1回につき 108円
		毛せん	1枚1回につき 324円
	地がすり	1枚1回につき 540円	
	映写設備	35ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 5,400円
		16ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 2,160円
		スクリーン	1台1回につき 540円
	楽器	ピアノ	1台1回につき 4,320円

音響設備	2点つり（マイクを除く）	1基1回につき	540円
	コンデンサーマイク	1本1回につき	432円
	ダイナミックマイク	1本1回につき	324円
	ワイヤレスマイク	1本1回につき	540円
	オープンテープレコーダー	一式1回につき	756円
	カセットテープレコーダー	一式1回につき	432円
	レコードプレイヤー	一式1回につき	540円
	CDプレーヤー	一式1回につき	540円
	マイクスタンド	1本1回につき	108円
	ステージスピーカー	1台1回につき	540円
	はね返りスピーカー	1台1回につき	324円
	サブミキサー	1台1回につき	540円
	移動用増幅器卓	一式1回につき	1,080円
照明設備	サイドフロントライト	一式1回につき	1,620円
	フットライト	1列1回につき	540円
	花道フットライト	1列1回につき	216円
	ボーダーライト	1列1回につき	540円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	1,080円
	ローアホリゾンライト	1列1回につき	1,080円
	クセノンピンスポットライト	1台1回につき	2,160円
	スポットライト（1キロワット）	1台1回につき	108円
	スポットライト（0.5キロワット以下）	1台1回につき	54円
	ストリップライト	1台1回につき	216円
	ビームライト	1台1回につき	324円
	ディスクマシーン	一式1回につき	540円
	スパイラルマシーン	一式1回につき	540円
	スライドキャリア	一式1回につき	540円

		ミラーボール	1台1回につき	324円
		エフェクトスポットライト（エフェクトスポットライトのみ使用の場合）	1台1回につき	324円
	その他	コンセント	一式1回につき	持込み器具の定格消費電力の合計1キロワット当たり 216円
		予備電源	1時間につき	540円
ふるさと市場	コインロッカー		1個1回につき	108円

備考

- 1 ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計が1キロワット未満であるとき又はその合計に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。
- 2 ドーム劇場の予備電源の利用時間が1時間未満であるとき又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。